

## [最優秀賞]

# 情状弁護としての福祉的支援の必要性

高橋千恵 埼玉弁護士会・62期

## Aさんとの出会い

### 1 当番弁護士の依頼FAXがきた！

「当番弁護士の依頼FAXがきました」。

2010（平成22）年4月7日。弁護士登録をして4カ月。初めての当番弁護士の待機日。刑事弁護をやりたいと思っていた私は、ちょっとそわそわしながら、事務所の机に向かっていた。

送られてきたFAXには、「占有離脱物横領」と書いてあった。うーん、ずいぶん軽微な犯罪だなあ……。私は、刑事弁護をするのなら、やりがいのある大きな事件をやりたいと思っていた。そのため、正直、少し物足りなさを感じてしまった。しかし、初めての当番弁護士。気合いを入れて、その日の夜、接見報告書や援助関係書類、弁選、被疑者ノート等を用意して、ドタバタしながら、慌しく接見に向かった。

### 2 初回接見

Aさんはおとなしそうな中年の男性だった。犯罪をしそうなタイプの人には見えなかった。Aさんは、公園内に放置されていた鍵の壊れた盗品自転車を、勝手に約7時間乗り回した後、自ら警察に電話し、その後逮捕されたということだった。

ええっ!? なんでわざわざ自分で警察に連絡するんだろう?? 警察に捕まりたかったのかな? それにもしても、このような軽微な事案で、なぜ逮捕・勾留されたのだろうと思い、Aさんに前科の有無について尋ねた。Aさん本人も、正確に前科について覚えていなかったが、2008（平成20）年に器物損壊で実刑になり、2009（平成21）年10月に出了したそうだ。その他にも、物置や車、建造物等に放火した件で、前科が4件あるとのこと。

Aさんに、「起訴されたらお願いできますか」と頼まれた。そのため、翌日、起訴された場合に備えて、法テラスと裁判所に国選弁護人の選任に関する要望

書を送った。

### 3 再度の接見希望の連絡

4月19日の夕方、Aさんから接見依頼がきた。そのため、その日の夜、Aさんに会いに行った。「起訴されました」とAさん。4月16日付で起訴されたとのこと。

Aさんの話では、どうやら、検察官もAさんを起訴するか迷っていたようだが、Aさんにお金がないことおよび身元引受人がいないことから、公判請求されたらしい。

そして、Aさんから以下のような話を聞いた。

「Aさんには同居の家族なし。独身。親しい友人なし。実の母親はどこかの病院に入院しているという話を服役前に聞いたことがあるが、どこの病院かわからないので連絡をとっていない。弟とも連絡をとっていないし、以前逮捕されたとき、再び犯罪をした場合、もう連絡をとらないでほしいと言われた。

Aさんは、人間関係がイヤで勤務先を飛び出したり、再びこれまでの勤務先で働きたくない。これまで会社の寮にいたため、今後の住む場所がない。現在、700円程度の所持金のみ。

これまでの前科はすべて火に関するもの。気がつくと火をつてしまう。仕事なし、お金なし、住むところなしというときに火をつてしまう。路上生活には耐えられない。以前、裁判で責任能力を争ったことがある。これまで、すべて自ら犯行直後に警察や消防署に電話して逮捕された。

「情状証人を頼める人はいないし、情状証人はいる」。

## 弁護方針の検討

### 1 発想が逆！

他人の自転車を数時間乗り回して自首したのに実

刑判決とは……なんだか哀しすぎる。なんとか執行猶予か罰金刑判決になるための弁護活動をしなければいけないと思った。

実刑を回避するためには、住居や勤務先の確保、生活保護申請等により、Aさんの社会復帰後の生活環境を整える必要がある。うーん、なかなか大変そうだ。しかし、せっかく居住先や勤務先を確保できたとしても、実刑判決になってしまった場合には意味がなくなってしまうのでは!? とりあえず、事前に検察官に連絡して、現段階では求刑をどのように考えているのか、罰金求刑も視野に入れているのかを探ってみようという、刑事弁護人としては失格の弱気の考えを抱いてしまった。すると、いつもお世話になっている先輩弁護士から「発想が逆です」と指摘されてしまった。確かに……。検察官の考えを前提にして動くくらいなら、弁護人がついている意味がまったくない。

そこで、検察官に実刑求刑をさせないようにするために、検察官に電話し、こちらが考えている弁護方針を簡単に伝えることにした。

「……こちらとしては、Aさんの住居を確保したり、生活保護申請をしたりして、釈放後の生活環境の調整をしようと思っているのですが……」。

「で、要件は何ですか?」と検察官。

「……このような弁護活動を考えておりますので、ぜひ実刑求刑をしないでいただきたいのですが……」。

すると、「昨年の10月に出所ですからね。このような場合、実刑求刑をするのが当然です」と検察官に言われてしまった。

しまった! すっかり忘れていた! Aさんは、半年前に出所したばかりで執行猶予の要件に該当しないのだ。こうなつたら罰金刑狙いでいくしかない。そのためには、やはりAさんの社会復帰後の生活環境を整えることが必要不可欠だ。新たな居住先や仕事を見つけなければならない。さらに、生活保護申請や入居可能物件を探す必要もある。

しかし、本当にそれだけでいいのだろうか。きっと裁判官は、Aさんは釈放後、本当に生活保護申請が認められて保護費を受け取れるのか、本当に1人でアパートを借りて生活できるのか、生活に困つたらまた犯罪を繰り返すのではないか……と考えるだろう。しかし、他に適切かつ説得力のある弁護方針が思い

浮かばないまま、数日が経過した。

## 2 Aさん支援プロジェクト始動

### (1) NPO法人のBさんとの再会

私は、Aさんの弁護方針で頭を悩ませていた。そんなとき、某NPO法人のBさんに再会した。某NPO法人は、ホームレス状態の人たちのアパートの入居支援や生活困窮者の支援をしている団体である。そこで、Bさんの力を貸してもらうことになった。

Aさんは、出所後、犯罪を短絡的に繰り返している。それに加え、開示された記録から、Aさんは中学校1年生の途中から、特殊学級(現在の特別支援学級)に入っていたことが判明した。Aさんに特殊学級に入った経緯等について聞いてみると、Aさんの成績はオール1で勉強についていけなくなり、担任の先生の勧めで特殊学級に入ったそうだ。そのため、Aさんに知的障害がある可能性も出てきた。しかし、Aさんはこれまでに障害者手帳を取得したことないとのこと。そこで、Bさんに仲介役となってもらい、障害者生活支援センター(市の委託を受けた専門機関)のCさんやDさんの協力も得られることになった。

### (2) 福祉面における生活支援

NPO法人のBさんや障害者生活支援センターのCさん、Dさんと、Aさんの社会復帰後に必要な支援について話し合った。そして、Bさんたちには、Aさんと一般面会もしてもらった。Bさんたちの見立てでも、Aさんには知的障害があるのではないかということだった。そのため、Aさんの社会復帰後は、障害者生活支援センターの力を借りることになった。そして、Aさんには、障害者手帳の取得申請をもらい、就労支援を受けてもらうことにもなった。

また、これまでAさんは、所持金が少ないとお酒を飲みに行ったり、パチンコに行ったりすることがあり、金銭管理能力の点でも問題があった。そこで、Aさんは、社会福祉協議会が行っている事業を利用して、金銭管理の助言や指導を受けることになった。

さらに、Aさんにはお金がないことから、更生緊急保護を利用することになった。そして、それに加え、私がAさんの使者として、生活保護申請をすることにした。

居住先については、Bさんが不動産屋と交渉して、Aさんが居住するためのアパートを見つけてくれた。

このような話合いを進めるなか、BさんとCさんが情状証人となってくれることを約束してくれた。

### (3) 医療面における生活支援

今回、Aさんは飲酒後に本件犯行に及んでいる。これまでも、飲酒後に犯行に及んだことが数回あったということも判明した。そこで、Aさんにはアルコール依存症の疑いが出てきた。そのため、こころの健康センター(「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき設置された精神保健福祉センター)を利用することになった。

Bさんたちとこころの健康センターの職員2名で、医療面におけるAさんの社会復帰後の生活支援について話し合った。本人が希望するようなら、釈放後、Aさんにこころの健康センターでアルコール依存症であるかを判断するためのテストを受けてもらい、その結果次第で、医療機関での治療につなげるということになった。そのため、Aさんの釈放後、直ちにこころの健康センターに行く予約をした。

## 刑事法廷デビュー——第1回公判

6月1日。刑事公判の法廷デビュー。少し緊張しがたが、手続が進むうちに緊張がほぐれてきた。

第1回公判では、弁護側立証の途中までを行った。弁号証として、①Bさんたちとの話合いの経緯や内容、Aさんの支援方針についてまとめた「Aさんの社会復帰に向けた環境整備に関する経過報告書」と②Aさんの反省文を書証として提出した。

本件は罰金刑狙いであるが、Aさんにはお金がない。そのため、仮に罰金刑判決となつたとしても、Aさんは罰金を支払うことができない。罰金を支払えず、労役場留置となってしまうのなら、Aさんの社会復帰が遅れてしまう。これまで順調に進んできたAさんの支援体制が、スムーズに機能しなくなってしまう可能性もある。一方、未決勾留日数が罰金額に満つるまで算入されれば、Aさんは実際には罰金を支払うことなく、社会復帰することができる。そのため、未決勾留日数の罰金額に満つるまでの算入を狙うこととした。あえて勾留期間を長引かせるしかない。そこで、公訴事実に争いはなかったものの、1回結審を避けて判決まで時間稼ぎをするため、証人尋問は第2回公判以降に行うこととした。事前に裁判所に、

「Aさんの今後の生活支援のため、福祉関係者と調整中」という理由で、1回結審は無理である旨を伝えた。すると、裁判所は、証人の都合がつかないことが理由なのだと勘違いしたせいか、あっさり了解してくれた。

## 勾留中の生活保護申請

『路上からできる生活保護申請ガイド』(ホームレス総合相談ネットワーク、2009年)添付の生活保護申請書の写しをAさんに差し入れ、接見室内でAさんに記入してもらった。6月9日、私が、Aさんの使者として、福祉事務所に申請書を提出した。

本人が勾留中の段階では正式に生保申請が受理されないと現状を周囲から聞いていたが、ダメ元で申請することにした。福祉事務所では、ケースワーカーではなく、もっと上の立場の人に対応してもらった。Aさんが生活保護を必要としている事情として、Aさんにはお金がないこと、実刑にならないとは断言できないが、罪名は占有離脱物横領罪であることに加え自首もしており、罰金刑の可能性が高いこと、障害者生活支援センターの協力が得られているため1人で暮らせる状況にあること、すでにAさんが居住予定のアパートも見つかっていること等を説明した。

すると驚いたことに、本人が勾留中であるにもかかわらず、あっさりと生保申請が正式に受理された。どうやら勾留中の生保申請が正式に受理されたのは、当時の埼玉県内では2件目のケースだったらしい。

勾留中に生保申請が受理される最大のメリットは、釈放後の路上待機日数が最小限ですむということだ。釈放後に生保申請をしてから受理されるとなると、生活保護決定が出るまでに数週間かかってしまう。それまで、本人は路上待機しなければならなくなる。住む場所やお金がない人は、釈放されても行き場所がない。ホテルに宿泊するためのお金もない。生保決定が出ないと、アパートを借りるために必要な保護費が支給されないため、決定が出るまでは路上生活をするしかない。それは本人にとってつらいことだし、その間にまた犯罪に手を出してしまう危険性もある。しかし、今回は勾留中の生保申請が認められたため、Aさんの待機日数を最小限でませることが可能となつた(なお、Aさんは、待機日数が2、3日ですん

だため、生保決定が出るまで、身分証明書が不要のカプセルホテルに宿泊して待機することができた)。

## 第2回公判

### 1 弁護側立証

6月22日。第2回公判が開かれ、弁護側立証の続きから開始した。

弁護側立証では、①第1回公判後に行われた、Bさんたちとの話合いの内容等についてまとめた「Aさんの社会復帰に向けた環境整備に関する経過報告書2」や、②Aさんには、Bさんたちの支援を受けたうえで社会復帰する意欲があることが書かれたAさんの手紙、③Aさんが釈放後に居住予定のアパートの間取図(住所や家賃が記載されたもの)、④生活保護申請書の写し、⑤社会復帰に向けたAさんの決意や支援者への感謝の気持ちが書かれたAさんの手紙を書証として提出した。

そして、情状証人としてBさんとCさんの証人尋問を行い、Aさんに対する支援内容について具体的に証言してもらった。検察官の反対尋問を意識して、仮にAさんが実刑だった場合、刑期終了後にAさんの支援をすることには、どのような支障があるかについても証言してもらった。

### 2 論告・求刑

証人尋問後、検察官から論告要旨を受け取った。求刑を見てとても驚いた。

「罰金10万円」。一瞬、自分の目を疑った。

そして、論告の際、検察官は、「……弁護人の尽力により、社会復帰後の環境が調整されており、被告人も更生に向けた強い意欲を示している本件においては、前科を理由にいたずらに重く処罰するのが刑事政策上必ずしも妥当ではないと検察官は考えている」と述べた。

あんなに実刑求刑が当然だと言い切っていた検察官が、罰金求刑してくれた。検察官が心を動かしてくれたことがとてもうれしかった。

### 3 弁論

弁論では、Aさんには福祉的な支援の必要性があること、具体的な支援体制が構築されていること、

支援体制の構築がAさんの再犯防止につながることを強調した。

「……Aさんの再犯防止のために本当に必要な処分とは何でしょうか。刑務所に入れることでしょうか。それとも、社会内で更生することでしょうか。

Aさんは、これまで4回の実刑判決を受け、刑務所に入っています。Aさんは出所後、短期間のうちに再び犯罪を行っています。そして、出所すると再び犯罪を行ってしまうということの繰り返しでした。

これは、まさに、刑務所での施設内処遇による矯正では、Aさんの再犯防止のためには、まったく意味がないことを表しています。

仮に、Aさんを刑務所に入れた場合、Aさんにふさわしい社会復帰への支援がなされる可能性は低くなってしまいます。支援を受けられない状況では、Aさんが服役後、再犯に及ぶ可能性を否定できません。

Aさんにはこれまで、福祉的な支援を受ける機会がありました。福祉的支援を受けながら、社会復帰に向けて生活していくことこそが、Aさんの再犯防止のためには有益です。Aさんにとって、各支援団体の指導や協力を受けながら更生することはとても重要です。この支援を受ける機会を逃すと、再びこのような支援の構築を期待することは非常に困難になるはずです……」。

## 判決

### 1 判決期日および判決言渡し時刻の調整

生活保護決定は、最長でも申請日から30日以内になされる。そのため、生保申請が受理されたのが6月9日であったことから、どんなに遅くても、7月の第1週中までには判決をもらい、Aさん本人が福祉事務所に行き、ケースワーカーと面談をする必要があった。そこで、判決期日は、第2回公判期日の1週間後である6月29日にしてもらった。

さらに、Aさんの釈放後、すぐに保護観察所や不動産屋および物件、福祉事務所などに行くことを計画していた。そのため、裁判所と交渉し、判決言渡し時刻を、朝一番早い時間にしてもらった。

そして、判決言渡し後、直ちに福祉事務所等に行けるようにするために、判決後いったん警察署に戻るのでは時間的にロスとなってしまう。そのため、判

決前日、留置係に電話し、判決の際には事前に荷物を用意して持ってきてもらうようにと伝言をした。

## 2 判決

「被告人を罰金10万円に処する。」

「未決勾留日数のうち、その1日を金5,000円に換算してその罰金額に満つるまでの分を、その刑に算入する。」

ごく短い判決理由であったが、今回は、Aさんに初めて生活支援や精神障害者福祉の専門家等の側面援助者が得られたため、援助が有効に機能すれば、社会内での立ち直りが十分に期待できるということが述べられた。

裁判官にもAさんの支援体制について理解してもらい、Aさんが実刑にならず、本当にうれしかった。と同時に、とてもホッとした。

## 判決後

判決言渡し後、Aさんは警察車両に自分の荷物を取りに行き、すぐに私のところに戻って来た。それまでは、警察署の接見室内でアクリル板越しに会話をしていたAさん。法廷では、いつも両側に警察官に付き添わっていたAさん。そのAさんが自由の身となり、私の目の前にやって来たときには、なんだか不思議な感じがした。被告人としてのAさんではなく、私たちと同じように普通に生活しているAさんという一人の個性ある人間であるということを、それまで以上に強く実感した。

判決後、AさんやBさんたちと一緒に、保護観察所や、不動産屋、Aさんが居住予定のアパートめぐりをした。その後、生保決定のためのケースワーカーとの面談のため、福祉事務所を行った。すでに生保申請が受理されていたため、手続はとてもスムーズに行われた。その結果、判決から2、3日後には保護決定が出て保護費が支給され、Aさんは判決から3日後にはアパートに入居することができた。

## Aさんからの手紙

判決から2カ月近く経ったある日、Aさんから手紙が届いた。

「……高橋さんのおかげで本当の人間としての生活をおくることができて今は本当によかったと思います……」。そして、ハローワークで仕事を探していること、障害者手帳を取得できしたこと、生活保護を受けて頑張っていること、障害者生活支援センターのスタッフと連絡をとっていること等が書かれてあった。「……これも高橋さんのおかげだと思っています。先生にあえなければ今の自分はありません……」。

Aさんの手紙を読んで、自分のやったことが無駄ではなかったのだと思い、うれしくて涙が出そうになった。

## Aさんとの偶然の再会

Aさんから手紙をもらって2週間ほど経ったある日。事務所の前の道を歩いていると、横断歩道を渡つてこちらにやって来る人ごみの中から声がした。「先生、先生！」

「？」と思って、声がしたほうを見ると、なんとAさんだった。これから障害者生活支援センターのスタッフと待ち合せをして、福祉課に行くところだそうだ。

Aさんとその場で5分ほど立ち話をした。Aさんはとても元気そうだった。今は、支援センターのスタッフに相談して生活しているとのことだった。アパートでの一人暮らしも順調で、快適に暮らしているそうだ。初めて警察署で会ったときのAさんとはまるで別人だった。規則正しく生活しているせいか、以前よりも体も引き締まったようだ。お酒も飲んでいないとのことだった。真夏の太陽の下、Aさんの笑顔がとても輝いていた。

Aさんと別れた際、Aさんの後姿を見ながら、もう二度と犯罪に手を出さないでくださいと心の中で願った。

## 最後に

判決後、Aさんから聞いた言葉でとても印象に残っている言葉がある。

「刑務所や留置施設には、私みたいな人がたくさんいます。みんな出所後や釈放後のことを心配しています。」

このAさんの言葉こそ、現在の刑務所での矯正が、

再犯防止のためにまったく機能していないことを物語っている。現に、Aさんも出所するとすぐに、再び犯罪に手を出してしまうということの繰り返しだった。現在の司法による矯正システムと福祉的支援はリンクされていない。出所者たちに福祉的支援を受ける機会を与えることこそ、再犯防止につながるはずだ。

幸運なことに今回私は、福祉関係者の方々の協力を得られたため、Aさんを福祉的支援につなげることができた。しかし、このような支援を受けることができ

きる人たちはごく一部であると思われる。埼玉では、生保申請等の反貧困に向けた活動に熱心な弁護士が多く、熱意のある福祉関係者の方も多い。そして、弁護士と福祉関係者が連携して活動する場面が増えている。このような活動を全国的に広げる必要がある。けれども、やはり私人の力では限界がある。そのため、再犯防止に向けた司法システム自体を根本から見直す必要があることを再認識させられた。

(たかはし・ちえ)